

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人秋田大学の役員報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するに当たって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当法人1,295人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

- (1) 国立大学法人福井大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約1,300人)。公表資料によれば、令和元年度の長の年間報酬額は、16,731千円である。
- (2) 事務次官年間報酬額…23,374千円

##### ② 令和2年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び令和2年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額、期末特別手当から構成されている。月額については、秋田大学役員報酬規程に則り、本給月額に通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当を加算して算出している。期末特別手当についても、秋田大学役員報酬規程に則り、本給月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額としている。  
なお、令和2年度では、給与法指定職の改定に準拠した期末特別手当支給率の引き下げ(年間0.05ヵ月分)を実施した。

理事

法人の長と同様

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、日額から構成されている。日額については、秋田大学役員報酬規程に則り、算出している。

監事

法人の長と同様

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、月額から構成されている。月額については、秋田大学役員報酬規程に則り、算出している。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和2年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	18,411	12,420	5,028	51 (寒冷地手当) 912 (単身赴任手当)			
A理事	13,929	9,816	3,974	50 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
B理事	12,904	9,132	3,697	24 (通勤手当) 51 (寒冷地手当)	R2.4.1		
C理事	12,918	9,132	3,697	0 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)	R2.4.1		
D理事	13,474	9,132	3,697	51 (寒冷地手当) 594 (単身赴任手当)	R2.4.1		◇
E理事 (非常勤)	951	951	0	0	R2.4.1		
F理事 (非常勤)	997	997	0	0	R2.4.1		
A監事	5,060	3,175	1,565	10 (通勤手当) 310 (単身赴任手当)		R2.8.31	
B監事	5,503	4,445	912	57 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)	R2.9.1		
C監事 (非常勤)	982	982	0	0		R2.8.31	
D監事 (非常勤)	1,374	1,374	0	0	R2.9.1		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の学長は、職員数1,295名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、公務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合の約55%となっており、また事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模大学の長の令和元年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の長)の平均報酬17,545千円)より高額となっているが、これは当該学長に単身赴任手当が支給されているためである。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の理事は、職員数1,295名の法人の理事として、その業務を総理する学長を補佐する職務を担っており、また、理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬33,315千円と比較した場合の半分以下となっており、また事務次官の年間給与額23,374千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の同規模大学の理事の平成30年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の理事の平均報酬13,996千円)と令和元年度の報酬水準(平均報酬14,243千円)と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、本学の理事は、職員数1,295名の法人の非常勤理事として、その業務を総理する学長を補佐する職務を担っている。また、他の同規模大学の非常勤理事の令和元年度の報酬水準(福井大学及び島根大学の非常勤理事の平均報酬約1,294千円)と同水準になっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。  
 そうした中で、本学の監事は、職員数1,295名の法人の監事として、本学の保有財産及び理事の業務執行を監査しており、また、他の同規模大学の監事の令和元年度の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の監事の平均報酬約11,821千円)と同水準となっている。  
 こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

秋田大学は本学の理念である1. 国際的な水準の教育・研究の遂行、2. 地域の振興と地球規模の課題の解決の寄与、3. 国の内外で活躍する有為な人材の育成に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、中期目標・中期計画を基盤として、教育改革、地域連携、国際化等の具体的な取組みを学長のリーダーシップの下で推進している。  
 そうした中で、本学の非常勤監事は、職員数1,295名の法人の非常勤監事として、本学の保有財産及び理事の業務執行を監査しており、また、他の同規模大学の非常勤監事の報酬水準(福井大学、島根大学及び三重大学の監事の令和元年度の平均報酬約1,368千円)より、高額となっているが、これは非常勤監事を日給制から月給制に給与制度を変更したためである。  
 こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(令和2年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
理事 (非常勤)	該当者なし					
A監事	3,521	4	5	R2.8.31	1.0	
監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

## 5 退職手当の水準の妥当性について

### 【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
A監事	当該監事は、決算・財務諸表に関する監査を実施し、本学の業務の適正化、効率化の向上及び維持に務めた。 当該監事の業績勘案率については、これらの業務に対する貢献度及び国立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価を総合的に勘案した上で、1.0と決定した。
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

### 【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考えます。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしており、今後も継続する予定である。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、2020年(令和2年)職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当法人1,295人)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人福井大学…当該法人は、教育・研究事業において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数約1,300人)となっている。
- (2) 国家公務員…令和2年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額が408,868円となっており、全職員の平均給与月額は372,918円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は、204,584円となっている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、職員の勤務成績に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施している。

旧年俸制適用教員において業績給(給与全体の約30%)を導入している他、新年俸制適用教員においては外部資金の獲得状況に応じて業績給を支給している。

#### ③ 給与制度の内容及び令和2年度における主な改定内容

国立大学法人秋田大学職員給与規程に則り、本給及び諸手当(管理職手当、医師調整手当、異動保障手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、招へい手当、特別貢献手当、義務教育等教員特別手当、手術看護手当、衛生管理者等手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、入試手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給+扶養手当+異動保障手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給+異動保障手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に勤勉手当の取扱いに定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、令和2年度では、12月期の勤勉手当の支給割合0.05月引き下げの改正を実施した。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	1,014	45.4	6,588	4,788	33	1,800
事務・技術	277	41.2	5,403	3,956	33	1,447
教育職種 (大学教員)	354	51.1	8,346	6,015	26	2,331
医療職種 (病院看護師)	255	42.6	5,488	4,017	33	1,471
教育職種 (附属高校教員)	22	41.5	6,848	5,046	58	1,802
教育職種 (附属義務教育学校教員)	44	47.5	7,129	5,218	65	1,911
医療職種 (病院医療技術職員)	59	42.5	5,528	4,025	35	1,503
その他医療職種 (看護師)						
指定職種	3	60.2	13,016	9,319	98	3,697
再任用職員	16	62.9	3,194	2,685	95	509
事務・技術	16	62.9	3,194	2,685	95	509
医療職種 (病院医療技術職員)						
非常勤職員	371	31.4	3,957	3,087	29	870
事務・技術	13	46.0	2,637	1,953	80	684
教育職種 (大学教員)	3	51.5	9,147	6,585	33	2,562
医療職種 (病院医師)	63	34.7	2,961	2,961	30	0
医療職種 (病院看護師)	241	29.2	4,213	3,158	24	1,055
技能・労務職種	4	48.0	2,553	1,874	49	679
医療職種 (病院医療技術職員)	47	31.6	4,136	3,086	37	1,050

注1: 常勤職員については、在外職員を除く。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5: 「技能・労務職種」とは、作業員等を示す。

注6: 常勤職員のその他医療職種(看護師)及び再任用職員の医療職員(病院医療技術職員)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

注7: 常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員及び任期付職員並びに再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、その他医療職種(看護師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

[年俸制適用者]

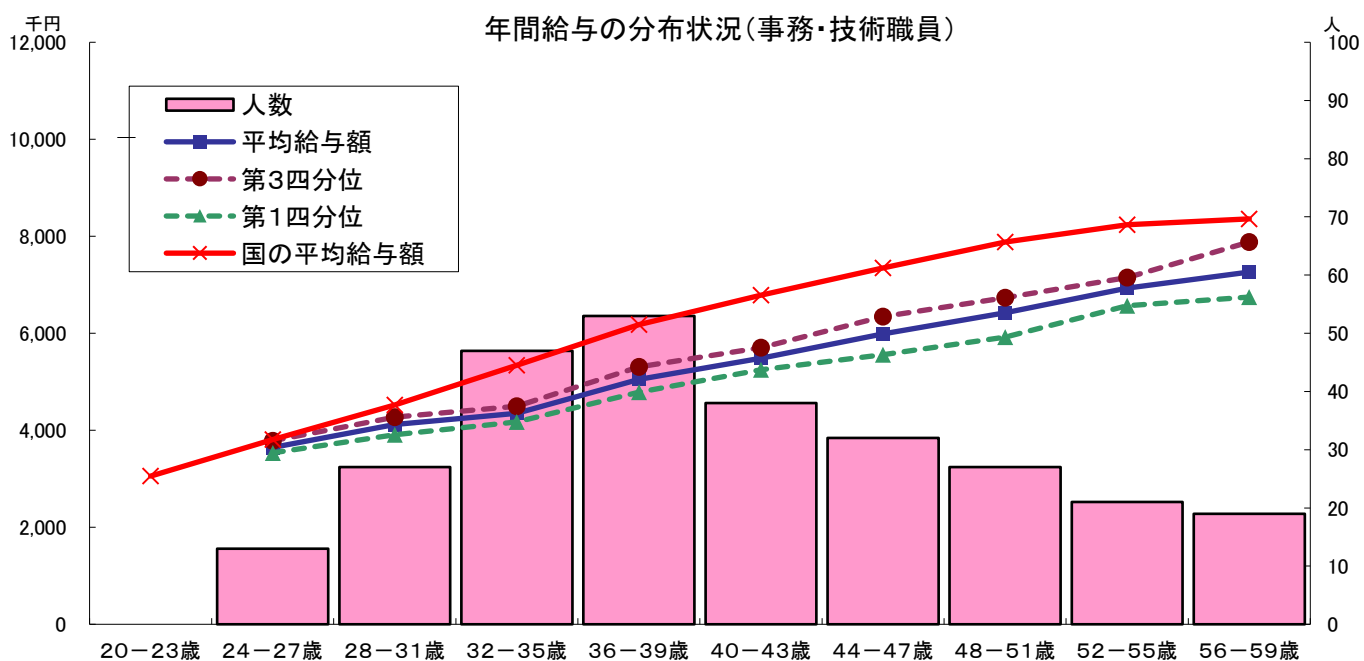
区分	人員	平均年齢	令和2年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	89	42.4	6,954	6,954	23	0
外国人年俸制適用教員						
教育職種 (大学教員)	89	42.4	6,954	6,954	23	0
非常勤職員	21	47.6	6,783	6,783	60	0
教育職種 (大学教員)	21	47.6	6,783	6,783	60	0

注1:常勤職員の外国人年俸制適用教員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

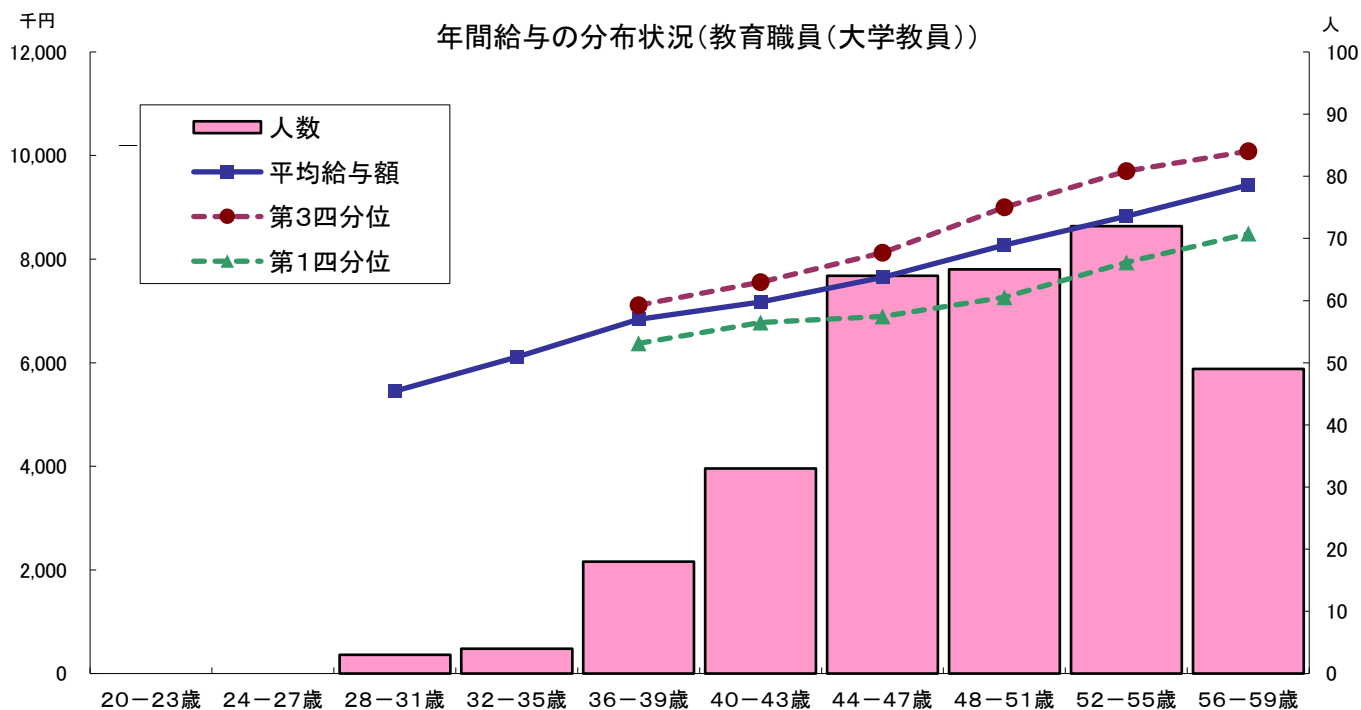
注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため記載を省略した。



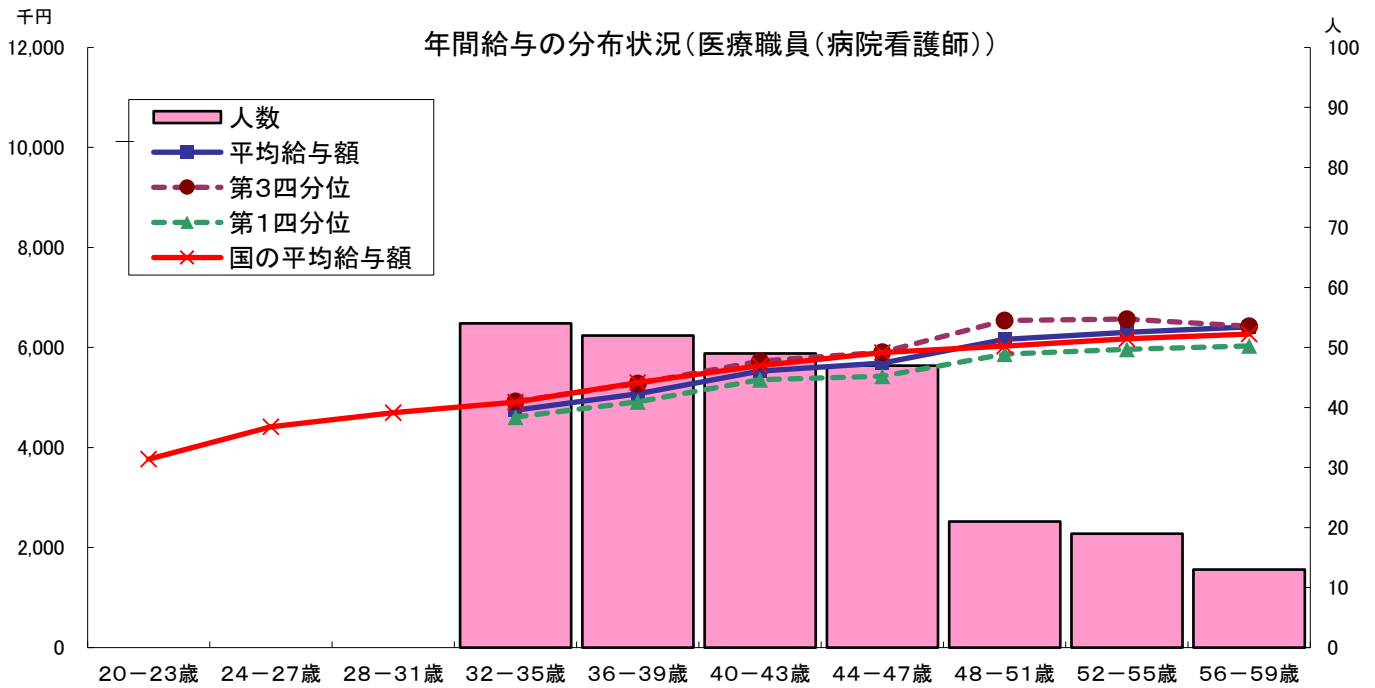
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注:28-31歳及び32-35歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示しない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	1			
課長	23	54.5	7,648	8,541～6,575
課長補佐	51	50.2	6,486	7,520～4,825
係長	104	40.2	5,303	6,801～3,791
主任	35	36.4	4,600	5,629～3,968
係員	63	33.0	4,104	4,806～3,464

注1:「部長」には「副理事」を含み、「課長」には「事務長」及び一部の「室長」を含み、「係長」には「主査」を含み、「係員」には「課員」を含む。

注2:「部長」の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	120	56.7	9,902	12,866～8,147
准教授	117	50.0	8,093	9,304～6,940
講師	56	46.6	7,385	8,304～5,693
助教	61	46.7	6,501	7,539～5,317

## (医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
看護部長	1			
副看護部長	4	54.3	7,382	
看護師長	26	51.6	6,403	6,754～5,536
副看護師長	59	45.5	5,812	6,746～4,891
看護師	165	39.7	5,113	6,049～4,343

注1:「看護部長」の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の最高給与額及び最低給与額については記載していない。

## ④ 賞与(令和2年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.5	% 55.6	% 56.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.5	% 44.4	% 43.4
	最高～最低	% 50.5～39.6	% 54.2～40.5	% 52.4～40.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 56.7	% 57.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 43.3	% 42.9
	最高～最低	% 47.4～38.8	% 48.3～39.7	% 47.9～39.2

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.0	% 55.9	% 56.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.0	% 44.1	% 44.0
	最高～最低	% 47.4～33.3	% 47.8～33.6	% 47.3～38.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.9	% 56.9	% 57.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.1	% 43.1	% 42.6
	最高～最低	% 47.4～33.3	% 48.3～34.2	% 47.9～37.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.3	% 53.8	% 54.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.7	% 46.2	% 45.9
	最高～最低	% 49.8～41.4	% 50.9～42.4	% 50.3～41.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 56.6	% 57.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 43.4	% 42.9
	最高～最低	% 47.4～38.3	% 48.3～39.3	% 46.4～38.8

3 給与水準の妥当性の検証等

(事務・技術職員)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 83.2</li> <li>・年齢・地域勘案 92.7</li> <li>・年齢・学歴勘案 82.8</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 92.5</li> <li>(参考) 対他法人 95.5</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの支出の割合 29%】 (国からの財政支出額:10,796百万円、予算の総額:36,959百万円:令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和元年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 6.8%(常勤職員数1,107名中75名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 75.9%(常勤職員数1,107名中840名)】</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 対国家公務員83.2、国からの財政支出の割合が29%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

(医療職員(病院看護師))

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 98.0</li> <li>・年齢・地域勘案 101.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 97.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 101.2</li> <li>(参考) 対他法人 97.0</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの支出の割合 29%】 (国からの財政支出額:10,796百万円、予算の総額:36,959百万円:令和2年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(令和元年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 6.8%(常勤職員数1,107名中75名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 75.9%(常勤職員数1,107名中840名)】</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 対国家公務員98.0、国からの財政支出の割合が29%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も適切な給与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 87.6

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和2年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

#### 4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

事務・技術職員

○22歳(大卒初任給)

月額182,200円 年間給与2,772,000円

○35歳(主査)

月額260,000円 年間給与4,389,000円

○50歳(総括主査)

月額364,200円 年間給与6,187,000円

教育職員

○27歳(博士課程修了初任給)

月額291,400円 年間給与4,493,000円

○35歳(講師)

月額362,500円 年間給与6,561,000円

○50歳(准教授)

月額445,800円 年間給与7,990,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、  
子1人につき6,500円)を支給

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

旧年俸制適用教員において業績給(賞与及び退職手当相当額を含み、給与全体の約30%に設定)を導入している他、新年俸制適用教員においては外部資金の獲得状況に応じて業績給を支給している。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 8,895,351	千円 8,884,125	千円 8,952,492	千円 8,918,221	千円 8,868,042	千円
退職手当支給額 (B)	千円 802,290	千円 596,680	千円 856,946	千円 650,676	千円 690,821	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,254,585	千円 4,277,301	千円 4,448,115	千円 4,510,670	千円 4,686,000	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,905,792	千円 1,907,450	千円 1,962,083	千円 1,979,158	千円 1,999,327	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 15,858,020	千円 15,665,558	千円 16,219,636	千円 16,058,726	千円 16,244,190	千円

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:最広義人件費については千円未満切り捨てのため、各項目の合計額とは必ずしも一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①総人件費の増減について

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1)「給与、報酬等支給総額」(対前年度比0.6%減)

増減の主な要因としては、令和2年人事院勧告を参考とした職員給与規程等の改定に伴い、期末手当支給月数の引下げ等を行ったことにより、減となった。

(2)「最広義人件費」(前年度比1.2%増)

増減の主な要因としては、令和2年人事院勧告を参考とした職員給与規程等の改定に伴う給与、報酬等支給総額の減があったものの、承継職員以外の常勤職員及び病院医師の増員並びに当該増員に伴う引当金の増額等があったことから、非常勤役職員等給与の増により全体としては増となった。

##### ② 公務員の給与改定に関する取扱いについて

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年2月1日から以下の措置を講ずることとした。

(1)役員に関する講じた措置の概要

官民の支給水準の均衡を図るために役員退職手当規程上設けられた「調整率」を87/100から83.7/100に引き下げた。

(2)職員に関する講じた措置の概要

官民の支給水準の均衡を図るために職員退職手当規程上設けられた「調整率」を87/100から83.7/100に引き下げた。

なお、職員に対する周知期間を十分に確保することが必要であると認められたことから、措置の開始時期は、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

### Ⅳ その他

特になし